

# 5 避難行動要支援者支援計画

「避難行動要支援者」とは大地震や風水害などの災害が発生したときなど、安全な場所への避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人たちのことです。また、避難所での生活においても大きな困難があるなど、まわりの人への手助けや、特別な配慮が必要な人たちです。

避難時には隣人・友人など地域で助け合う『共助』に努めましょう。

## 1. 要援護者名簿を活用した支援の実施

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、区役所が保有する要援護者情報を災害時の支援のために活用することに同意した要援護者に対する災害時の安否確認、避難支援の実施。

## 2. 「避難行動要支援者名簿」の作成

### ①避難行動要支援者情報の収集目的

- ・災害時の安否確認、避難支援及び救出・救護等の実施。
- ・日頃の見守り活動の実施。

### ②避難行動要支援者情報の収集の対象者

- ・災害時に避難支援等を必要とし、名簿登録を希望する方。
- ・災害時の状況によっては手助けが必要になる方。

### ③避難行動要支援者情報の収集方法

- ・避難行動要支援者支援の取り組みについて周知し自発的に手を上げるよう呼びかける「手上げ方式」の実施。
- ・「手上げ方式」による収集状況を確認し、「同意方式」で実施。



## 3. 「避難行動要支援者名簿」の管理方法

- ①取得した情報の総括管理責任者は民生委員長とし、副総括責任者は連合町会長、女性会長とする。
- ②避難行動要支援者情報〔データーを保存したUSBメモリや登録カード・名簿（一覧表）・「避難支援プラン（個別計画）」等の印刷物〕は、施錠可能な保管庫等で厳重に管理する。

- ③収集した避難行動要支援者情報を本人の同意なしに、次の共有者を除き第三者に提供することはできない。

**共有者** 各町会長、各町会女性部長、民生委員、地域福祉コーディネーター、見守り相談室、福島区役所

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために特に必要があるときは除く。

- ④総括管理責任者は、保有する避難行動要支援者情報について、本人からの開示請求（開示、訂正、利用停止、削除〔返却〕）に応じる。

- ⑤（守秘義務）管理責任者、共有者は、正当な理由なく、避難行動要支援者情報を漏らしてはならない。

- ⑥情報の変更等によりその都度更新する。

## 4. 「支援者」の募集

- ①避難行動要支援者に対する災害時における緊急情報の伝達、安否確認、避難支援や日頃の見守り活動に携わる「支援者」を回覧板、掲示板を活用し、地域内において広く募集する。

- ②専門的な知識や経験等を必要とする場合があるため、地域内の関係機関を把握しておく。

## 5. 「避難支援プラン（個別計画）」の作成

- ①避難行動要支援者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支えを必要とするため、それぞれの特徴を十分踏まえた避難行動、避難生活などを考慮しておく。

- ②災害時の具体的な支援内容や支援者、避難方法を避難行動要支援者やその家族と話し合い、「避難支援プラン（個別計画）」を作成する。

- ③支援者自身が被災することも想定されるので複数人を選定しておく。

- ④支援者は本人とその家族の安全が図られて支援が可能となることから、あらかじめ避難行動要支援者に理解を得る。

## 6. 避難行動要支援者の自助として、次の取り組みを促す

- ①家屋の安全確保（家具の固定、寝室の大きな家具の別の場所への移動、吊り下げ型照明の搖れ防止金具での固定、ガラス窓への飛散防止フィルムの貼付、テレビの耐震グッズでの固定等）

- ②災害情報の収集手段の確認

- ③必需品、医療器具、生活用品などの確保（1週間程度分）

## 6 災害時ボランティア

大規模な災害時に駆けつけてくれるボランティアに対して、救援・復旧作業などその能力を十分発揮できるよう、地域の災害対策本部は区役所、区社会福祉協議会と連携して受入調整を行います。

### [ 災害時ボランティアの活動例 ]

- ・被災者への炊き出し
- ・救援物資の仕分け、配布、運搬
- ・家屋の片付けや清掃
- ・避難所や仮設住宅での生活者への支援
- ・高齢者や子どもの話し相手
- ・日本語が話せない方とのコミュニケーションなど



## 7 備蓄物資等

### ★備蓄物資一覧表 <野田小学校 4階倉庫>

種類	数量	種類	数量	種類	数量
毛布	300枚	簡易トイレ (消耗品セット)	8セット	簡易担架	2台
エマージェンシーブランケット (緊急用毛布敷物)	50枚	ガス式発電機 (付属品: ガスピンベ)	2台 (4本)	水缶詰	75箱 (24本入り)
防水シート	120枚	ソーラー防災ライト (手回し充電式ラジオ)	1台	アルファ化米 (炊出し用)	4箱 (白飯1箱 五目1箱 白粥2箱 <各50食入り> )
日用品セット	120セット	アルミマット	3箱 (16枚入り)		
簡易トイレ (本体)	4基	エアーマット	12枚	ビスケット	2箱 (60食入り)

## ★資器材一覧表 〈野田小学校及び一時避難場所（大野東公園）倉庫内に保管〉

種類	数量	備考	種類	数量	備考
バール	3本		布担架	1台	
シャベル	4本		ジャッキ	2台	
手斧	2本		かけや	1本	
のこぎり	3本		ラジオ	10台	
ロープ	40m 1本		懐中電灯	20本	
救急セット	1箱		※可搬式ポンプ	2台	

※可搬式ポンプ設置場所

可搬式ポンプ収納庫



①野田小学校【野田 5-13-22】



②大野東公園【野田 2-8】



## ★その他備蓄一覧 〈地域用〉

種類	数量	設置場所
リヤカー	1台	野田コミュニティーセンター内

## 8 自主防災組織の訓練

大規模な災害時にも地域住民が適切な行動がとれるよう、区役所や消防署などとも連携しながら、次の訓練を中心とした自主防災組織の訓練を実施します。

- ①安否確認及び避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）
- ②初期消火訓練
- ③救出・救護訓練
- ④情報収集・伝達訓練
- ⑤給食・給水訓練
- ⑥その他の訓練

実施回数は 年1回以上



訓練実施後は、訓練内容を検証し次回訓練に反映するなど、定期的活動内容を見直す必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

## 9 その他

地域に密着する企業や店舗は災害時に迅速な協力・対応が望まれることから可能な限り物資の提供・保有する施設の開放等の協力を求めていく。

